

議事日程第1号

平成21年5月8日（金）

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 男鹿市議会常任委員会委員の選任

第5 男鹿市議会運営委員会委員の選任

第6 船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員会委員の選任

第7 議案上程（議案第45号から第49号まで）

提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第8 議案上程（議案第50号）

提案理由の説明（市長）、質疑、委員会付託、討論、表決

第9 男鹿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番 中 田 敏 彦	2番 吉 田 清 孝	3番 三 浦 利 通
4番 古 仲 清 紀	5番 柳 楽 芳 雄	6番 三 浦 一 郎
7番 船 木 正 博	8番 中 田 謙 三	9番 佐 藤 巳次郎
10番 吉 田 直 儀	11番 畠 山 富 勝	12番 越 後 貞 勝
13番 三 浦 桂 寿	14番 木 元 利 明	15番 船 木 金 光
16番 安 田 健次郎	17番 笹 川 圭 光	18番 船 橋 金 弘
19番 中 田 俊 雄	20番 大 森 勝 美	21番 佐 藤 美 子
22番 杉 本 博 治	23番 高 桑 國 三	24番 船 木 茂

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局 長	小 玉 一 克
副事務局 長	目 黒 重 光
局 長 補 佐	木 元 義 博
主 査	畠 山 隆 之
主 任	武 田 健 一

説明のため出席した者

市 長	渡 部 幸 男	副 市 長	伊 藤 正 孝
企画政策課長	下 間 秀 春	総 務 課 長	湊 正 人
財 政 課 長	山 本 春 司	税 務 課 長	三 浦 喜 光
市民生活課長	加 藤 透	環境防災課長	戸 部 秀 悦
子育て支援課長	鈴 木 剛	福祉事務所長	佐 藤 誠 一
農林水産課長	伊 藤 敦	観光商工課長	笹 渕 純
建 設 課 長	三 浦 源 蔵	下水道課長	浅 野 光 男
若美総合支所長	加 藤 謙 一	監査事務局長	加 藤 公 洋
農委事務局長	高 橋 郁 雄	学校教育課長	浅 井 繁 樹
生涯学習課長	三 浦 進	スポーツ振興課長	伊 藤 岩 男
選管事務局長	(総 務 課 長 兼 任)		

午前 10 時 10 分 開 会

○議長（船木茂君） おはようございます。会議に入る前に、当局から説明員の紹介をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。伊藤副市長

（伊藤副市長・説明員紹介）

○議長（船木茂君） これより平成 21 年 5 月臨時会を開会いたします。

議事に入る前に、去る 4 月 12 日執行の男鹿市議会議員補欠選挙において当選されました三浦一郎君をご紹介します。

【三浦一郎君 登壇】

○（三浦一郎君） 去る男鹿市議会議員の補欠選挙に当選をさせていただきました、三浦一郎です。

多くの男鹿市民、そしてきょうここにおいでの方皆さん、さらには 23 名の同僚議員の皆さん、そして新しい渡部市長をはじめとして、当局の皆さんとですね、新しい男鹿づくり、男鹿の革新に向けてがんばっていきたいと思っております。きょう大事な議会の冒頭に当たりまして、紹介と発言の機会を与えていただきましたことについてお礼を申し上げ終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（船木茂君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

ただいまご紹介いたしました三浦一郎君の仮議席は、ご着席の議席を指定いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

日程第 1 議席の指定

○議長（船木茂君） 日程第 1、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において三浦一郎君を 6 番に指定いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（船木茂君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(船木茂君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

16番安田健次郎君、17番笹川圭光君を指名いたします。

日程第4 男鹿市議会常任委員会委員の選任

○議長(船木茂君) 日程第4、男鹿市議会常任委員会委員の選任を行います。

欠員となっております産業建設委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、三浦一郎君を産業建設委員会委員に指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、三浦一郎君を産業建設委員会委員に指名し、選任することに決しました。

日程第5 男鹿市議会運営委員会委員の選任

○議長(船木茂君) 日程第5、男鹿市議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により委員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、委員を指名いたします。

高桑國三君を議会運営委員会委員に指名し、選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、高桑國三君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

日程第6 船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員会委員の選任

○議長（船木茂君） 日程第 6、船川重要港湾及び国道 1 0 1 号整備促進特別委員会委員の選任を行います。

本特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により委員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、委員を指名いたします。

柳楽芳雄君を船川重要港湾及び国道 1 0 1 号整備促進特別委員会委員に指名し、選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、柳楽芳雄君を船川重要港湾及び国道 1 0 1 号整備促進特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 1 5 分 休 憩

午前 1 0 時 3 8 分 再 開

○議長（船木茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開催されました船川重要港湾及び国道 1 0 1 号整備促進特別委員会において副委員長について互選の結果、柳楽芳雄君が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

日程第 7 議案第 4 5 号から第 4 9 号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第 7、議案第 4 5 号から第 4 9 号までを一括して議題といたします。

【職員朗読】

議案第 4 5 号 男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 4 6 号 男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 4 7 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

て

議案第４８号 平成２０年度男鹿市一般会計補正予算（第８号）の専決処分について

て

議案第４９号 平成２０年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の専決処分について

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

本日、平成２１年５月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時会でご審議をいただきます議案件は、条例及び補正予算の専決処分など６件であります。その提案理由の説明に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって、さきの市長選挙におきまして、市民の皆様から温かいご支援を賜りましたことに対し、改めて感謝とお礼を申し上げます。

私は、市長の大任を担うこととなり、先人が培ってきた男鹿市の歴史に深く敬意を表するとともに、その最高責任者として、改めて責任の重さを痛感しております。

私に寄せられましたご期待にこたえるため、議会との連携を図りながら、行政と団体、そして市民が一体となった「チーム男鹿」を結成し、課題に取り組んでまいる所存であります。

元気な男鹿を次世代につないでいくため、全身全霊を傾注する所存であります。今後とも皆様からのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、市政に係る諸般の報告を４件申し上げます。

まず、メキシコ及びアメリカで発生した新型インフルエンザへの対応についてであります。

県においては、健康推進課が２４時間体制で相談業務を行っているほか、各保健所でも対応しております。本市におきましても、去る４月２８日に、保健センター内に「情報窓口・発熱相談センター」を設置し、午前８時３０分から午後８時まで、休日も保健師等が常駐し、相談業務を行っているところであります。

また、4月30日には、庁舎内に「新型インフルエンザ対策連絡部」を設置し、関係部署間の情報の共有や国内及び県内で発生した場合の対策を図っているところであります。

次に、株式会社共電秋田男鹿工場の閉鎖についてであります。

同社は、本市誘致企業として昭和59年10月に操業を開始し、主に車載用リレーの製造をしておりました。昨年10月からの世界的不況のあおりを受け、国内自動車関連産業も大幅な減産を余儀なくされたことから、本年4月20日をもって工場を閉鎖するとの報告があったものであります。

同社の従業員数は、パートを含め59名で、うち市内居住者は50名となっており、市といたしましては、ハローワークに対し、退職に係る諸手続きや就職あっせんなどについて特段のお願いをしているところであります。

次に、本市における定額給付金事業の進捗状況についてであります。

去る3月23日から本庁及び若美総合支所、各出張所に専用の受付・相談窓口を設置し、給付業務を進めてまいりました。4月末日現在、対象件数1万3千331件に対し、申請受付件数が1万2千485件…。

○議長（船木茂君） 暫時休憩します。

午前10時45分 休 憩

午前10時46分 再 開

○議長（船木茂君） 再開します。

○市長（渡部幸男君） 大変失礼いたしました。

申請受付件数が1万2千554件、率にして94.1パーセントとなっております。

また、給付額については4億6千597万6千円で、率にして87.8パーセントとなっております。

申請期限は、9月24日までとなっております。市広報及びホームページで申請忘れないようPRを続け、確実な給付に努めてまいります。

次に、北朝鮮による飛翔体発射に対する警戒体制についてであります。

北朝鮮による「試験通信衛星」打ち上げの事前通報を受け、市では3月19日、「男鹿市飛翔体対策警戒部」を設置して、国・県からの情報の収集や関係機関との連絡強

化に努めました。４月４日、５日の休日には、管理職など約４０人が出勤したほか、関係職員は自宅待機とし、万一の事態に備えたところであります。

飛翔体は、４月５日午前１１時３０分ころに発射され、直ちに防災行政無線で市民に広報したところであり、本市を含む日本領内には被害がなかったものであります。

今後とも、市民の安全確保のため、危機管理体制の強化に努め、これらの事案について適切に対応してまいります。

次に、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第４５号男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に係る取得期間を延長するため、本条例の一部改正について専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第４６号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正などに伴い、市民税における住宅借入金等特別税額控除の創設など、所要の改正を行うため、本条例の一部改正について専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第４７号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法施行令の一部改正などに伴い、国民健康保険税における介護納付金課税額の上限を９万円から１０万円に引き上げるなど、所要の改正を行うため、本条例の一部改正について専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第４８号平成２０年度男鹿市一般会計補正予算（第８号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成２１年３月定例会以降、平成２０年度男鹿市一般会計の歳入において、地方交付税及び市債などが確定したこと、また、歳出においては、歳入の確定に伴う財源振替のほか、財政調整基金への積立金などの措置について、補正予算の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第４９号平成２０年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成２１年３月定例会以降、平成２０年度流域下水道維持管理に対する負担金及び流域下水道事業建設負担金の翌年度繰越額が確定したことから、補正予算の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） 次に、議案の説明を求めます。

まず、議案第４５号から第４７号までについて、三浦税務課長より説明を求めます。

三浦税務課長

【税務課長 三浦喜光君 登壇】

○税務課長（三浦喜光君） おはようございます。税務課長を拝命いたしました三浦であります。

私からは、議案第４５号、第４６号及び第４７号を一括して補足説明させていただきます。

いずれも国の条例・準則に基づく一部改正であります。

恐れ入りますが、お手元の議案書の１ページをご覧くださいと思います。

まず、議案第４５号男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。地方自治法第１７９条第１項の規定により、男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したもので、同条第３項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものであります。

本議案は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令が、去る平成２１年３月３１日に公布され、これを受けまして同年４月１日に施行されることに伴い、男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するもので、専決処分により行ったものであります。

内容といたしましては、条例の趣旨であります、産業の振興により本市の発展を図るため、市内の製造の事業、ソフトウェア業または旅館業の用に供する設備を新設または増設したものにかかわる固定資産税の課税免除の適用期間を１年延長し、平成２

2年3月31日といたしたものであります。

次に、議案第46号であります。

恐れ入りますが、議案書の4ページをご覧いただきたいと思います。

男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、男鹿市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものであります。

このたびの主な税政改正においては、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、個人市民税につきまして、1つ目は、住宅借入金等特別税額控除が創設されたこと。

2つ目は、上場株式等における配当益、譲渡益に対する課税税率の軽減措置の延長など。

3つ目として、固定資産税においては、宅地等にかかわる固定資産税の負担調整措置の継続等所要の改正を行うなど、法律との整合を図るため、法律施行日の平成21年4月1日にあわせ、男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしたものであります。

次に、男鹿市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、2条関係の専決処分について、ご説明申し上げます。

これは、昨年4月30日に改正されました男鹿市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正したものであり、公的年金等にかかわる所得に関する個人の市民税の特別徴収であります。本年4月1日から原則、特別徴収とされましたが、口座振替による選択もできることになったことから、同項を削除いたしたものであり、また、第2条第14項と第16項は、源泉徴収選択口座における株式譲渡所得割等の3パーセントの軽減税率の特例を1年間延長するために削除いたしたものであります。同条第17項中、譲渡所得につきましても、一律に3パーセントの軽減税率を適用するために第1号と第2号を削除いたしたものであり、ほかは条文の整理をいたしたものであります。

次に、議案第47号であります。

恐れ入りますが、議案書の18ページをご覧いただきたいと思います。

議案第４７号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてありますが、地方自治法第１７９条第１項の規定により、男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものであります。

このたびの主な改正点につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正の１つ目は、介護納付金にかかわる課税限度額の上限が９万円から１０万円となり、限度額が１万円の増となったことであり、このことから医療分が４７万円、高齢者支援金分が１２万円であり、これらを加えた課税限度額は、現行の６８万円から１万円増の６９万円に専決処分をいたしたものでございます。

２つ目といたしましては、これまで２割軽減の対象となります納税義務者につきまして、昨年度まで条件付きでの軽減、いわゆる申請主義を取っておりましたが、この条件を納税義務者側の立場に立った７割及び５割軽減と同様に、市長の職務権限で一律軽減対象とすることにつきまして専決処分をいたしたものでございます。

なお、議案第４６号及び第４７号の改正につきましては、皆様方のお手元にご配付してありますが膨大な資料でございますので、新旧対照表を後でご覧いただきたいと存じます。

以上で、簡単であります但し議案第４５号、第４６号及び第４７号を一括して補足説明いたしました但し、ご審議を賜り、何とぞご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 次に、議案第４８号について、山本財政課長から説明を求めます。
山本財政課長

【財政課長 山本春司君 登壇】

○財政課長（山本春司君） 恐れ入りますが、議案第４８号平成２０年度男鹿市一般会計補正予算（第８号）の１ページをお開き願います。

平成２０年度一般会計補正予算（第８号）について補足説明を申し上げます。

本補正予算は、３月定例会以降、歳入においては、地方交付税及び市債などが確定したこと、また、歳出では、歳入の確定に伴う財源振替のほか、財政調整基金への積立金などについて措置したもので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月

3 1 日付けで専決処分させていただいたもので、このたび、ご承認賜りたいというものであります。

まず、条文の第 1 条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8 9 3 万 1 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 9 億 2 千 1 3 3 万 1 千円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと 1 0 パーセントの増となっております。

予算の補正の当該区分ごとの金額等につきましては第 1 表で、第 2 条の市債の補正は第 2 表によって、それぞれご説明申し上げます。

恐れ入りますが、3 ページをご覧くださいと存じます。

第 1 表は歳入歳出予算補正であります、補正額とその概要について申し上げます。

まず歳入であります、2 款地方譲与税 1 項自動車重量譲与税は 5 7 3 万 9 千円、5 款株式等譲渡所得割交付金は 1 4 7 万 8 千円のそれぞれ減額であります。

1 1 款地方交付税は 1 億 1 千 3 1 5 万 6 千円の追加で、特別交付税であります。

1 5 款国庫支出金 2 項国庫補助金は 1 0 万 8 千円の減額で、子育て応援特別手当補助金であります。

1 6 款県支出金 3 項委託金は 1 8 0 万円の減額で、県民税徴収委託金であります。

2 2 款市債は 4 9 0 万円の追加であります、第 2 表市債補正でご説明いたします。

以上の結果、歳入合計は 1 億 8 9 3 万 1 千円を追加し、予算の総額を 1 5 9 億 2 千 1 3 3 万 1 千円といたすものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源 7 2. 0 パーセント、特定財源 2 8. 0 パーセントとなっております。

恐れ入りますが、4 ページをお開き願います。

次に、歳出であります、2 款総務費は 1 億 1 千 3 7 8 万 8 千円の追加であります、1 項総務管理費は 1 億 1 千 9 8 8 万 8 千円の追加で、財政調整基金への積立金などあります。2 項徴税費は 6 1 0 万円の減額で、過誤納還付金であります。

3 款民生費は 4 8 5 万 7 千円の減額であります、1 項社会福祉費は 3 4 0 万円の減額で、老人ホーム入所委託料であります。2 項児童福祉費は 1 4 5 万 7 千円の減額で、船川保育園の実施設計業務委託料などあります。

6 款農林水産業費から、次のページの 1 1 款災害復旧費までは、市債確定などに伴う財源補正であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様１億８９３万１千円を追加し、予算の総額を１５億２千１３３万１千円といたすものであります。

これを性質別の比率で申し上げますと、消費的経費６２．１パーセント、投資的経費９．５パーセント、その他の経費２８．４パーセントであります。

次に、６ページをお開き願います。

第２表は市債の変更であります。事業費の変更等に伴う補正で、市債の限度額について申し上げます。

ため池等整備事業は７０万円追加し６６０万円に、経営体育成基盤整備事業は５３０万円追加し５千２６０万円に、基幹水利施設ストックマネジメント事業は１０万円追加し１７０万円に、漁業集落環境整備事業は４０万円追加し３６０万円に、県営漁港事業は６０万円追加し５９０万円に、船川保育園整備事業は１４０万円減額し４千４３０万円に、。単独災害復旧事業は２０万円減額し７６０万円に、地方道路整備臨時交付金事業は８０万円減額し７千４５０万円に、災害防止事業は２０万円追加し６００万円に、それぞれ変更いたすものであります。

以上で、議案第４８号平成２０年度男鹿市一般会計補正予算（第８号）の専決処分についての説明を終わりますが、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） 次に、議案第４９号について、浅野下水道課長の説明を求めます。
浅野下水道課長

【下水道課長 浅野光男君 登壇】

○下水道課長（浅野光男君） 私からは、議案第４９号平成２０年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の専決処分について、補足説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の１ページをお願いいたします。

本補正予算は、平成２１年３月男鹿市議会定例会以降、平成２０年度流域下水道維持管理に対する負担金及び流域下水道事業建設負担金繰越額の確定に伴う予算措置について、地方自治法の規定により、去る３月３１日に専決処分をさせていただきましたので、ご承認賜りたいというものであります。

条文の第１条は歳出予算の補正であります。当該区分ごとの金額につきましては第１表で、繰越明許費は第２条の第２表でご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第1表は歳入歳出予算補正であります、補正額とその概要について申し上げます。
歳出であります。1款総務費1項総務管理費は60万円の追加。

2款建設費2項特定環境保全公共下水道建設費は60万円を減額いたしました、予算の組み替えであります。

4ページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費補正の追加であります、3款流域下水道建設費1項流域下水道建設費、事業名、流域下水道建設負担金は21万6千円を繰越措置いたしましたものであります。

繰越をいたしました要因は、臨海処理区における臨海処理センター内の電気設備更新工事ほか1件に係る負担金の繰越額が確定したことに伴うもので、これは、本市を含む3市4町1村で構成する流域下水道臨海処理区に流入する汚水量の比率により負担金が確定されるものであります。

以上で、議案第49号平成20年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についての説明を終えさせていただきますが、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって本5件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第45号から第49号までを一括して採決いたします。本5件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第４５から第４９号までは原案のとおり承認されました。

日程第８ 議案第５０号を上程

○議長（船木茂君） 日程第８、議案第５０号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第５０号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市教育委員会委員の清水富貴子氏が、来る５月１０日をもって任期満了となるため、同氏の再任について議会の同意を求めるものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第５０号教育委員会委員の任命について採決いたします。清水富貴子氏の教育委員会委員の任命について、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって本件については、同意することに

決しました。

日程第9 男鹿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（船木茂君） 日程第9、男鹿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によるものと決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿市選挙管理委員会委員に佐々木洋悦氏、飯澤信夫氏、杉本和夫氏、鈴木善一郎氏を指名いたします。また、補充員に江畑重雄氏、渡部貢氏、天野慶悦氏、西村恵子氏を、以上の順序として指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸君を男鹿市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木洋悦氏、飯澤信夫氏、杉本和夫氏、鈴木善一郎氏が男鹿市選挙管理委員会委員に当選されました。また、江畑重雄氏、渡部貢氏、天野慶悦氏、西村恵子氏の順序で補充員に当選されました。

以上、告知いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。これをもちまして5月臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前 11 時 15 分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 船 木 茂

議 員 安 田 健 次 郎

議 員 笹 川 圭 光